

座間味村むら・ひと・しごと - 2

「法人誘客による交流人口拡大に向けての調査事業」

公募型プロポーザル実施要項

I 概要

(1) 事業名

法人誘客による交流人口拡大に向けての調査事業

(2) 発注者

座間味村（以下、「村」という。）

<担当課>

総務・福祉課 総務班

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

電話 098-987-2311

F A X 098-987-2004

(3) 事業の目的

座間味村の交流人口の安定的拡大に向けての今後5カ年の目標と取り組みを示す「座間味村総合戦略」のうち、交流促進策の柱の一つである“法人誘客”について、専門知識と実績を有する事業者には調査事業と商品開発を求める。

(4) 事業の内容 : 別紙仕様書による

(5) 業務委託費 : 8,000,000円(税込) 以内

業務担当者の本村への旅費、事業実施に関わる専門家などの旅費・費用弁償、
(座間味村営船舶運賃も含む)、各種の印刷料などすべてを含みます。

(6) 選定方法 : 公募型プロポーザル方式によるものとする

(7) 事業実施機関 : 平成28年3月15日までに事業を終了し、報告書・助言書を提出。

II 参加資格要件

(1) 応募資格

(ア) 応募する事業者は、沖縄県内に本店・支店又は営業所を有している者であること。

(イ) 事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 参加表明書の提出期日において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていないこと。

- ② 参加意思表明書提出期日以前3カ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
- ④ 役員などが、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員をいう。以下同じ)もしくは暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう)でないこと。
- ⑤ 最近1年間の法人税、法人事業性の滞納がないこと。

(2) 共同提案の場合の資格など

複数の事業者による共同事業体(JV)を結成して共同提案を行う場合には、次の事項に留意してください。

- ① 必ず幹事社を決め、全提案社名を記載した参加申込書を提出してください。
- ② 複数のJVに所属すること、JVに属しながら単独で提案することはできません。

(3) 座間味村むら・ひと・しごと-1との同時提案について

座間味村むら・ひと・しごと-1「座間味村総合戦略策定支援業務委託」との同時提案も可能ですが、委託先選定はそれぞれ行うため、2のみ(あるいは1のみ)の事業委託の可能性もあります。

Ⅲ 手続きおよび選定

(1) 意思表明書の提出

- ・提出期限 平成27年10月19日(月) 17時まで(必着)
- ・提出場所 (7)に定める提出先

※意思表明書を(別紙様式1)を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ・会社案内
- ・財務諸表(直近1年分)
- ・法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近1年分)

(2) 質問書の受付

- ・提出期限 平成27年10月23日(金) 17時まで受付

質問は文書(別紙様式1)でお願いします。回答は座間味村公式ホームページで行います。

- ・FAX : 098-987-2004
- ・メール pub-com@vill.zamami.okinawa.jp

(3) 企画書の提出

- ・ 提出期限 平成 27 年 10 月 30 日 (金) 17 時まで (必着)
- ・ 提出方法 郵送または持参とする
A4 サイズ提案書を 7 部作成ください。

(4) 企画提案会の実施

- ・ 実施期日 平成 27 年 11 月 4 日 (水) 13 時～16 時の間(予定)
※ 海況により船舶欠航の場合は日程を延期します。
- ・ 実施場所 座間味離島振興総合センター 2 階会議室
パワーポイント使用可。ご説明者は 3 名まででお願いします。

(5) 審査結果の公表

日 時 平成 27 年 11 月 9 日 (月)

- ・ 審査の結果は、すべての提案者に対して文書をもって通知します。
なお、選定結果に対する異議等は受け付けません。

(6) 評価基準

① 業務実績

同種の業務の実績と、本村をフィールドとした過去の実績

② 企画提案書

次の提案内容について評価します。

- ・ 事業遂行にあたっての本村の可能性と課題の把握
- ・ 村民啓発や受入れ組織づくりに関して
- ・ その他 専門性・独自性ある提案

③ 遂行人員

従事する要員は十分な経歴や知識を有し、かつ意欲を持って村民との良好なコミュニケーションの上に事業遂行が可能か

④ スケジュールと費用積算根拠の妥当性

(7) 提出・連絡先

座間味村役場 総務・福祉課

901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

電話 098-987-2311 FAX 098-987-2004